平成29年度事業計画書

公益財団法人鹿児島県育英財団

○　育英貸付事業

1　貸与人員

（単位：人）

区分			平成２９年度予算人員(A)			平成２８年度予算人員(A)			増減（A－B）		
			新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
高校	高等学校 学力基準あり	県分	195	432	627	195	393	588	0	39	39
		移管分	1,250	1,661	2,911	1,250	2,013	3,263	0	△ 352	△ 352
		計	1,445	2,093	3,538	1,445	2,406	3,851	0	△ 313	△ 313
	学力基準なし		205	405	610	205	395	600	0	10	10
	再編整備特別		10	0	10	10	0	10	0	0	0
高校計			1,660	2,498	4,158	1,660	2,801	4,461	0	△ 303	△ 303
大学	短期大学		0	14	14	10	10	20	△ 10	4	△ 6
	大学		0	140	140	90	170	260	△ 90	△ 30	△ 120
	産業教育振興		(0)	0	0	(0)	0	0	0	0	0
大学計			0	154	154	100	180	280	△ 100	△ 26	△ 126
大学等入学時	明治特別枠		100	0	100	100	0	100	0	0	0
	地方創生枠		300	0	300	300	0	300	0	0	0
	一般枠		500	0	500	500	0	500	0	0	0
大学等入学時合計			900	0	900	900	0	900	0	0	0
合計			2,560	2,652	5,212	2,660	2,981	5,641	△ 100	△ 329	△ 429
高校	交通遺児等		2	0	2	2	0	2	0	0	0
大学	交通遺児等		1	1	2	1	1	2	0	0	0
交通遺児等合計			3	1	4	3	1	4	0	0	0

2　貸与額

（単位：千円）

区分			平成２９年度予算額　(A)			平成２８年度予算額　(A)			増減（A－B）		
			新規	継続	計	新規	継続	計	新規	継続	計
高校	高等学校 学力基準あり	県分	54,132	130,836	184,968	54,132	116,964	171,096	0	13,872	13,872
		移管分	397,236	530,076	927,312	397,236	634,236	1,031,472	0	△ 104,160	△ 104,160
		計	451,368	660,912	1,112,280	451,368	751,200	1,202,568	0	△ 90,288	△ 90,288
	学力基準なし		63,912	125,040	188,952	63,912	123,144	187,056	0	1,896	1,896
	再編整備特別		2,760	0	2,760	2,760	0	2,760	0	0	0
高校計			518,040	785,952	1,303,992	518,040	874,344	1,392,384	0	△ 88,392	△ 88,392
大学	短期大学		0	9,036	9,036	6,732	6,516	13,248	△ 6,732	2,520	△ 4,212
	大学		0	93,276	93,276	58,392	110,964	169,356	△ 58,392	△ 17,688	△ 76,080
	産業教育振興			0	0		0	0	0	0	0
大学計			0	102,312	102,312	65,124	117,480	182,604	△ 65,124	△ 15,168	△ 80,292
大学等入学時	明治特別枠		80,000	0	80,000	80,000	0	80,000	0	0	0
	地方創生枠		240,000	0	240,000	240,000	0	240,000	0	0	0
	一般枠		400,000	0	400,000	400,000	0	400,000	0	0	0
大学等入学時合計			720,000	0	720,000	720,000	0	720,000	0	0	0
合計			1,238,040	888,264	2,126,304	1,303,164	991,824	2,294,988	△ 65,124	△ 103,560	△ 168,684
高校	交通遺児等		864	0	864	864	0	864	0	0	0
大学	交通遺児等		768	768	1,536	768	768	1,536	0	0	0
交通遺児等合計			1,632	768	2,400	1,632	768	2,400	0	0	0

３　貸与対象者及び貸与月額

⑴　高等学校等育英貸付

ア　高等学校奨学生

㈠　学力基準あり

学力及び人物が優れているにもかかわらず，経済的理由によって高等学校，中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）における修学が困難である者

㈡　学力基準なし

勉学意欲があって，人物が優れているにもかかわらず，経済的理由によって高等学校，中等教育学校の後期課程及び高等専門学校における修学が困難である者

イ　高等学校再編整備特別奨学生

別表右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち，自宅から通学することが困難なため，当該高等学校への進学に伴って保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）と別居し，かつ，経済的理由によって高等学校における修学が困難であるもの

（別 表）

左　　欄	右　　欄
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中，上甑中，海陽中，海星中及び鹿島中を除く。），さつま町，出水市，阿久根市及び長島町（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校又は義務教育学校
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市，霧島市，姶良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中，吉田南中，祁答院中，薩摩中及び輝北中
鹿児島県立曽於高等学校	曽於市，志布志市，鹿屋市，垂水市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市，中種子町，南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立徳之島高等学校	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。），龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町の区域内にある中学校

《　貸与月額　》　　（単位：円）

種　類	通　学 区　分	１～５年生	
		国公立	私　立
高等学校	自　宅	18,000	30,000
	自宅外	23,000	35,000
再編整備特別	自宅外	23,000	

⑵　**大学育英貸付**

以下の短期大学・大学・産業教育振興奨学金については，平成29年度から，当面の間，貸与を休止

ア　短期大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず，経済的理由によって短期大学又は専修学校（修業年限が２年以上の専門課程に限る。）における修学が困難である者

イ　大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず，経済的理由によって大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）における修学が困難である者

ウ　産業教育振興奨学生

高等学校等の専門に関する学科に在籍した者で，学力及び人物が特に優れているにもかかわらず，経済的理由によって専門的技術等の伸長を図る大学における修学が困難であるもの

⑶　**大学等入学時育英貸付**

大学等に進学しようとする者で，次のいずれかに該当するものに対し，入学時に必要な費用相当額を貸与する。

ア　一般枠奨学生

大学等への進学の意識が高いにもかかわらず，経済的理由により入学が困難である者

・　返還義務あり

イ　地方創生枠奨学生

卒業後，鹿児島県に定着し，本県の地域振興や産業の活性化に貢献することが期待できる者で，かつ学力及び人物が優れているもの

・　大学等卒業後，３年間継続する等して鹿児島県内に居住・就業する等，一定の要件を満たした場合，返還免除の制度あり

ウ　明治維新150周年記念特別枠奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず，経済的理由により入学が困難である者

・　大学等への入学を確認した時点で返還免除（実質給付）

※　平成29年度変更点

①　募集期間の見直し（　６月～９月　→　４月～７月　）
②　交付時期の見直し（　１月～４月　→　10月～４月　）
③　明治維新150周年記念特別枠において，専門学校枠（５人程度）を設定

《貸与額》　一律　800,000円　一括振込

⑷　**交通遺児等育英貸付**

交通遺児等奨学生

保護者が道路等における交通事故で死亡，負傷のため著しい後遺障害があって働けなくなった家庭の子等で，学力及び人物が優れているにもかかわらず，経済的理由によって高等学校等並びに大学，短期大学及び専修学校（修業年限が２年以上の専門課程に限る。）における修学が困難である者

《 貸与月額 》　　（単位：円）

学校区分	１～５年生	
	国公立	私　立
高等学校 中等教育学校（後期課程） 特別支援学校の高等部 高等専門学校 専修学校（高等課程）	24,000	36,000
学校区分	１～６年生	
	国公立	私　立
大　　学 短期大学 専修学校（専門課程）	51,000	64,000

○　奨学金返還支援事業

本県の発展に寄与する産業分野に就業した場合，奨学金の返還を支援することにより，鹿児島の将来を担う有為な人材の育成・確保を図る。

１　対象者

県内企業等に就業する意思があり，かつ，県内居住を希望する者で，大学等卒業予定者や大学等入学予定者など100人程度

⑴　人材育成枠（大学等入学予定者）

申請する年度の翌年度に大学，短期大学，専修学校（専門課程）に進学予定の者又は高等専門学校第４学年に進級予定の者

⑵　地域活性化枠（大学・大学院卒業（修了）予定者）

申請する年度の翌年度に大学又は大学院を卒業（修了）予定の者

⑶　地域活性化枠（社会人）

大学又は大学院を卒業（修了）した者（申請時，県外において居住・就業している者）で，申請する年度の翌年度の４月１日現在で満35歳未満である者

２　支援内容

日本学生支援機構等から無利子奨学金を借りた者が，大学等卒業後に県内に本社を有する企業等へ就業（県外に本社を有する企業等の県内支店等採用者を含む。）し，一定の要件を満たした場合は，借り受けた奨学金の返還を支援

※　平成29年度変更点

①　人材育成枠（大学等入学予定者）
- 募集期間の見直し（　６月～９月　→　４月～７月　）

②　地域活性化枠（大学・大学院卒業（修了）予定者）
- 募集期間の見直し（　７月～11月　→　10月～１月　）

③　地域活性化枠（社会人）
- 応募資格の一部緩和
  （申請時，正規雇用で就業している者　→　正規雇用で就業した経験を有する者）
- 応募時期の通年化